

標準審理期間及び審理員候補者名簿

- 1 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 16 条の規定に基づき、恩給に関する審査請求に係る標準審理期間を以下のとおり定める。

恩給に関する審査請求に係る標準審理期間 4.5 カ月

- (注) ① 審査請求書に不備がある場合は、当該不備を補正するための期間が加算される。
- ② 審査請求人による反論書の作成・提出期間は、審査請求人の状況に応じて伸縮する。
- ③ 審査請求人からの申立て等により、口頭意見陳述、意見聴取、鑑定等の審理手続を行う場合は、当該手続に要する期間が加算される。

- 2 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 17 条の規定に基づき、恩給に関する審査請求に係る審理員候補者名簿を以下のとおり作成する。

恩給経理官

恩給相談官

情報処理調整官

恩給制度研究官

調査官